

大竹港晴海地区企業用地を平成二十年四月七日以降次のとおり分譲する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 対象地

1 所在地

大竹市晴海二丁目一〇番三一

2 面積(実測)

二千三百五・八三平方メートル

二 分譲代金の支払方法

1 譲渡(売買代金の一括払い)

2 譲渡(売買代金の延納払い)

3 買取条件付事業用定期借地(借地期間終了後の買取りを条件にした貸付け)

三 分譲価格(参考価格)

1 売買価格

一億一千九十一万四百二十三円

2 賃料

年額三百六十九万九千八百十六円

四 分譲の相手方

1 土地利用形態

企業用地

2 分譲対象者

次のアからウのいずれかに該当する者

ア 大竹市内の中小企業(中小企業基本法〔昭和三十八年法律第百五十四号〕に規定する企業)で、かつ住工混在の解消のため移転する者(大竹市長が認める者)

イ アを除く大竹市内の中小企業

ウ ア及びイを除く企業

五 申込方法

1 譲受(借受) 申請書に次の書類を添えて申し込むこと。

(一) 印鑑証明書

(二) 住民票の写し又は記載事項証明書(個人による申込みの場合のみ)

(三) 定款又は寄附行為の写し(法人による申込みの場合のみ)

(四) 会社概要又は会社案内(正規の従業員数が記載されたもの)

(五) 法人登記事項証明書

(六) 営業報告書又は財務諸表の直近三期分

(七) 県税について滞納がないことの証明

(八) 事業計画書(分譲地における土地利用計画図〔縮尺が三百分の一から千分の一まで

のもの)〕

- (九) 資金計画書
 - (十) 融資証明（県が必要に応じ提出を求める場合がある）
 - (㊄) 申請内容に関する問い合わせ先
 - (㊅) 売買代金延納申請書（売買代金の延納払いの場合のみ）
 - (㊆) 連帯保証人届出書（買取条件付事業用定期借地の場合のみ）
- 2 提出部数
- 譲受（借受）申請書、添付書類とも各二部（一部は写し可）
- 3 申込受付期間
- 平成二十年四月七日（月）から受け付ける。一日毎に区切り、分譲地が完売するまで随時受け付ける。（広島県の閉庁日、閉庁時間を除く。）
- 4 書類の提出先及び提出方法
- (一) 書類の提出先
 - 広島市中区基町一〇番五二号
 - 広島県商工労働局産業振興部企業立地課（広島県庁舎東館三階）
 - (二) 書類の提出方法
 - 原則として持参すること。
- 六 問い合わせ先
- 広島市中区基町一〇番五二号
 - 広島県商工労働局産業振興部企業立地課（電話〔〇八二〕五二三―三三七七）